

第161回教育研究評議会議事要録

日 時 平成30年9月10日（月）14時00分から15時13分まで
場 所 本部棟5階 大会議室
陪 席 千家監事
欠 席 者 なし

議 題1. イノベーション創出機構の設置及び国立大学法人島根大学管理学則の一部改正について

秋重理事からイノベーション創出機構設置の目的等について説明があった後、藤田理事からイノベーション機構設置に伴う管理学則の一部改正について説明があった。

松崎評議員から、報告事項1におけるイノベーション創出機構内の各部門と、地域未来協創本部の各部門との役割の違いについて質問があった。秋重理事から、複数の企業や自治体等と連携して行うコンソーシアムのような大型プロジェクトについてはイノベーション創出機構で対応し、本学と特定の企業等が1対1で行う共同研究講座等については地域未来協創本部産学連携部門が仲介することを想定しているとの回答があった。

松崎評議員から、初期段階では地域未来協創本部が対応し、規模が大きくなると、イノベーション創出機構に移して特化させるという理解でよいかとの確認があり、学長から、一概には言えないが、イノベーションが起こる可能性のある共同体ができた場合には、イノベーション創出機構に組み込まれることも考えられるとの回答があり、原案どおり議決された。

議 題2. 島根大学職員懲戒規程の一部改正について

藤田理事から、島根大学職員懲戒規程の一部改正について説明があり、原案どおり議決された。

議 題3. 名誉教授の称号授与について

医学部長から、平成30年7月31日限りで退職した教員、及び平成30年9月30日限りで退職する教員に対し、名誉教授称号授与規則第4条の規定により称号授与の提案、及びその推薦理由について説明があり、それぞれ原案どおり議決された。

報告事項

学長から、報告事項については、「会議の効率的な開催について（申し合わせ）」に基づき特に説明が必要な事項について報告する旨の説明があり、以下について報告があった。

報告事項1「島根大学イノベーション創出機構及び島根大学先端素材共同研究所の設置に係る規則の制定について」は秋重理事から報告があった。

松崎評議員から、イノベーション創出機構先端素材共同研究所に副所長を2名置く理

由について質問があり、秋重理事から、当該研究所及び学内、企業との連携を強化し研究を円滑に実施するために、クロスアポイントメント制度により民間から1名、及び学内から1名を配置することとしているとの回答があった。

報告事項2「情報セキュリティインシデントに対する再発防止策について」は秋重理事から報告があった。

報告事項3「情報セキュリティ講習（eラーニング）の受講状況について」は秋重理事から報告があった。

報告事項4「平成31年度概算要求の概要について」は吉田理事から報告があった。

上園評議員から、運営費交付金の昨年度との実質的な増減率について質問があり、吉田理事から、全体としては横ばいであるが、再配分の対象額が昨年度までは単年度であったのに対し平成31年度は第3期中期目標期間開始以降の4ヵ年分を対象額とするため、今後の評価結果による増減の影響が大きいとの回答があった。

報告事項5「平成30年度島根大学支援基金の受入状況について」は藤田理事から報告があった。

報告事項6「平成30年度BCP訓練及び防火・防災総合訓練について」は藤田理事からBCP訓練について報告があり、吉田理事から防火・防災総合訓練について報告があった。

報告事項9「労働基準監督署からの是正勧告について」は藤田理事から報告があった。

法文学部長から、やむを得ず休日及び深夜に勤務しなければならない場合に、労使協定と現場との兼ね合いはどのようにしていくつもりなのかとの質問があり、藤田理事から、現状を把握し検討していきたいとの回答があった。

学長から、超過勤務の許可を出す具体的な基準等については、部局長との意見交換の場を設けたいとの意見があった。

廣瀬評議員から、裁量労働従事者勤務状況等記録・報告書に記載する内容を教員に周知・徹底する必要があるのではないかと意見があった。

報告事項10「教育関係共同利用拠点の認定について」は荒瀬理事から報告があった。